

四日市市訓令第4号

庁 中 一 般
各 公 所

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市組織機構の改編に伴う整備規程

(四日市市役所処務規程の一部改正)

第1条 四日市市役所処務規程(昭和22年四日市市規程第4号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 総務課 行政係、法務係 人事課 調達契約課 調達係、契約係 工事検査課 <u>デジタル戦略課</u> 人権・同和政策課 人権センター 財政経営部 (略) 市民生活部 (略) 健康福祉部 福祉総務課 管理係、福祉支援係 保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係 | 第1条 四日市市事務分掌条例(昭和32年四日市市条例第10号。以下「条例」という。)第1条に規定する部に次の課、室及び園並びに係を置く。 政策推進部 (略) 総務部 総務課 行政係、法務係 人事課 調達契約課 調達係、契約係 工事検査課 <u>I C T 戦略課</u> 人権・同和政策課 人権センター 財政経営部 (略) 市民生活部 (略) 健康福祉部 福祉総務課 管理係、福祉支援係 保護課 管理係、保護第1係、保護第2係、保護第3係、保護第4係 |

高齢福祉課 企画係、地域支援係
介護保険課 管理・保険料係、認定審査係
障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係
保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係
健康づくり課 健診・予防接種係、健康づくり係
こども未来部 (略)
シティプロモーション部 (略)
商工農水部 (略)
環境部 (略)
都市整備部
都市計画課
建築指導課 建築調整係、建築安全・空き家対策係、許可認定係、建築確認係
開発審査課
市街地整備課 基盤整備係、都市再編係
営繕工務課 建築第1係、建築第2係、建築第3係、設備第1係、設備第2係
公園緑政課
道路建設課 予防保全係、計画・建設係
道路維持課 維持第1係、維持第2係
河川排水課 管理係、整備係
道路管理課 管理係、交通安全係
用地課 用地係、境界係
市営住宅課 管理係、住宅係

高齢福祉課 企画係、地域支援係
介護保険課 管理・保険料係、認定審査係
障害福祉課 管理係、障害福祉係、手当・医療費係
保険年金課 管理係、資格係、給付係、年金係
健康づくり課 成人健診係、健康づくり係
こども未来部 (略)
シティプロモーション部 (略)
商工農水部 (略)
環境部 (略)
都市整備部
都市計画課
建築指導課 建築調整係、建築安全係、許可認定係、建築確認係
開発審査課
市街地整備課 基盤整備係、都市再編係
営繕工務課 営繕第1係、営繕第2係、営繕第3係、設備係
公園緑政課
道路建設課 予防保全係、計画・建設係
道路維持課 維持第1係、維持第2係
河川排水課 管理係、整備係
道路管理課 管理係、交通安全係
用地課 用地係、境界係
市営住宅課 管理係、住宅係

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課

(1)から(7)まで (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) 大学構想推進室に関すること。

(11)及び(12) (略)

広報マーケティング課 (略)

秘書国際課 (略)

総務部

総務課 (略)

人事課 (略)

調達契約課

調達係

(1) (略)

(2) 業務委託契約（契約係が分掌するものを除く。）に関すること。

第9条 課及び係の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

危機管理統括部 (略)

政策推進部

政策推進課

(1)から(7)まで (略)

(8) 四日市市土地開発公社に関すること。

(9) (略)

(10) (略)

(11)及び(12) (略)

広報マーケティング課 (略)

秘書国際課 (略)

総務部

総務課 (略)

人事課 (略)

調達契約課

調達係

(1) (略)

(2) 物品納入業者の登録及び指名に関すること。

(3) 物品の調達の予定価格設定に関すること。

(4) 物品の規格制定及び標準単価表の作成に関すること。

(5) 物品の賃借契約に関すること。

(6) 物品の指定品目に関するこ

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

契約係

(1) (略)

(2) 建設工事関連業務委託契約に関すること。

(3) 建設関連維持管理業務委託契約に関すること。

(4)及び(5) (略)

工事検査課 (略)

デジタル戦略課

(1)から(8)まで (略)

(9) 行政DX推進室に関すること。

(10) (略)

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部 (略)

市民生活部

市民生活課

(1)から(11)まで (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

市民協働安全課

(1)から(7)まで (略)

(8) 市民・消費生活相談室に関する

と。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

契約係

(1) (略)

(2) 請負業者の登録及び指名に関すること。

(3) 請負契約の予定価格設定に関すること。

(4)及び(5) (略)

工事検査課 (略)

ICT戦略課

(1)から(8)まで (略)

(9) (略)

人権・同和政策課 (略)

人権センター (略)

財政経営部 (略)

市民生活部

市民生活課

(1)から(11)まで (略)

(12) 市民・消費生活相談室に関すること。

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

市民協働安全課

(1)から(7)まで (略)

こと。

(9) (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

福祉総務課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

保険年金課 (略)

健康づくり課

健診・予防接種係

(1) 健診に関すること。

(2)及び(3) (略)

健康づくり係 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) 熱中症に関すること。

(4) (略)

こども未来部

こども未来課 (略)

こども保健福祉課

給付係 (略)

母子保健係

(1)から(3)まで (略)

(4) こども家庭センター(母子保
健法に定めること。)に関するこ
と。

こども家庭課

(1) こども家庭センター(児童福
祉法に定めること。)に関するこ
と。

(8) (略)

男女共同参画課 (略)

市民課 (略)

健康福祉部

福祉総務課 (略)

保護課 (略)

高齢福祉課 (略)

介護保険課 (略)

障害福祉課 (略)

保険年金課 (略)

健康づくり課

成人健診係

(1) 健診及び相談に関すること。

(2)及び(3) (略)

健康づくり係 (略)

(1)及び(2) (略)

(3) (略)

こども未来部

こども未来課 (略)

こども保健福祉課

給付係 (略)

母子保健係

(1)から(3)まで (略)

こども家庭課

(1) 子ども家庭総合支援拠点に関
すること。

(2) (略)

(3) (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部

観光交流課

企画係 (略)

事業係

(1)及び(2) (略)

(3) 宮妻峡の観光振興にかかる再整備に関すること。

(4) (略)

文化課 (略)

スポーツ課

施設係 (略)

振興係

(1)から(4)まで (略)

商工農水部

商業労政課 (略)

工業振興課 (略)

農水振興課

農水政策係

(1)から(9)まで (略)

(10) 茶業振興センターに関すること。

(2) 子育て短期支援事業に関すること。

(3) 母子生活支援施設保育機能強化事業に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

こども発達支援課 (略)

あけぼの学園 (略)

保育幼稚園課 (略)

シティプロモーション部

観光交流課

企画係 (略)

事業係

(1)及び(2) (略)

(3) 宮妻峡ヒュッテに関すること。

(4) (略)

文化課 (略)

スポーツ課

施設係 (略)

振興係

(1)から(4)まで (略)

(5) ハーフマラソン準備室に関すること。

商工農水部

商業労政課 (略)

工業振興課 (略)

農水振興課

農水政策係

(1)から(9)まで (略)

(11) (略)

(12) (略)

農水畜産係

(1)から(9)まで (略)

(10) (略)

基盤整備係 (略)

けいりん事業課

環境部 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係 (略)

建築安全・空き家対策係

(1) (略)

(2) (略)

(3) 空き家の適切な管理の指導及び啓発に関すること。

許可認定係 (略)

建築確認係

(1) (略)

(2) 建築基準法に基づく建築行為等の監視及び指導に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(10) (略)

(11) (略)

農水畜産係

(1)から(9)まで (略)

(10) 茶業振興センターに関すること。

(11) (略)

基盤整備係 (略)

けいりん事業課

環境部 (略)

都市整備部

都市計画課 (略)

建築指導課

建築調整係 (略)

建築安全係

(1) (略)

(2) 木造住宅の耐震改修の促進に関すること。

(3) (略)

(4) 建築基準法に基づく建築行為等の監視及び指導に関すること。

許可認定係 (略)

建築確認係

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の届出等に関すること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

開発審査課 (略)

市街地整備課 (略)

営繕工務課

建築第1係 (略)

建築第2係

建築第3係 (略)

設備第1係

設備第2係 (略)

公園緑政課 (略)

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課

管理係

(1)から(4)まで (略)

(5) 自動車の放置防止及び措置に関すること。

(6) (略)

交通安全係

(1)及び(2) (略)

(3) 自転車等の放置防止及び措置に関すること。

(4)から(6)まで (略)

用地課 (略)

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく建築物の届出等に関すること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

開発審査課 (略)

市街地整備課 (略)

営繕工務課

営繕第1係 (略)

営繕第2係

営繕第3係 (略)

設備係 (略)

公園緑政課 (略)

道路建設課 (略)

道路維持課 (略)

河川排水課 (略)

道路管理課

管理係

(1)から(4)まで (略)

(5) (略)

交通安全係

(1)及び(2) (略)

(3) 自動車、自転車等の放置防止及び措置に関すること。

(4)から(6)まで (略)

用地課 (略)

| | |
|--|---|
| <p>市営住宅課 (略)</p> <p>管理係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>住宅係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 住宅新築資金等貸付金の償還</u> <u>に関すること。</u></p> | <p>市営住宅課 (略)</p> <p>管理係</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p><u>(3) 住宅新築資金等貸付金の償還</u> <u>に関すること。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>住宅係</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> |
|--|---|

(四日市市事務専決規程の一部改正)

第2条 四日市市事務専決規程（昭和35年四日市市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | | |
|---|----|------|----|----|----|
| 別表第1（第5条関係） | | | | | |
| 共通事項 | | | | | |
| 〔1〕 一般的な事項 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 〔2〕 人事に関する事項 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 〔3〕 財務に関する事項 | | | | | |
| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| (略) | | | | | |
| 26 支出命令に関する こと。 | | | | | |
| (1)から(8)まで (略) | | | | | |
| <u>27 地方自治法第2</u> <u>31条の2の3第1</u> <u>項の指定納付受託者</u> | | | ○ | | |

| | | | | | |
|-------------------------------------|--|--|---|--|--|
| に関すること。 | | | | | |
| 28 地方自治法第243条の2第2項の指定公金事務取扱者に関すること。 | | | ○ | | |

| 改正前 | | | | | |
|----------------|----|------|----|----|----|
| 別表第1（第5条関係） | | | | | |
| 共通事項 | | | | | |
| 〔1〕 一般的な事項 | | | | | |
| （略） | | | | | |
| 〔2〕 人事に関する事項 | | | | | |
| （略） | | | | | |
| 〔3〕 財務に関する事項 | | | | | |
| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| （略） | | | | | |
| 26 支出命令に関すること。 | | | | | |
| (1)から(8)まで （略） | | | | | |

| 改正後 | | | | | |
|-------------|----|------|----|----|----|
| 別表第2（第5条関係） | | | | | |
| 個別事項 | | | | | |
| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| （略） | | | | | |
| 〔政策推進部〕 | | | | | |
| ○政策推進課 | | | | | |

| | | | | | |
|--|--|-----|--|---|--|
| 1 及び 2 (略) | | | | | |
| 3 庁議付議事項の決定 | | (略) | | | |
| (略) | | | | | |
| 〔総務部〕 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| ○デジタル戦略課 | | | | | |
| 1 から 5 まで (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| 〔市民生活部〕 | | | | | |
| ○市民生活課 | | | | | |
| 1 から 6 まで (略) | | | | | |
| 7 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定 | | (略) | | | |
| 8 多文化共生推進に関すること。 | | (略) | | | |
| 9 ダイバーシティ社会に関すること。 | | (略) | | | |
| ○市民協働安全課 | | | | | |
| 1 から 6 まで (略) | | | | | |
| 7 消費者の指導育成 | | | | ○ | |
| 8 計量器検査の実施 | | | | ○ | |
| (略) | | | | | |
| 〔こども未来部〕 | | | | | |
| (略) | | | | | |
| ○こども家庭課 | | | | | |
| 1 <u>こども家庭センター</u> (児童福祉法に定めること。)に関すること。 | | (略) | | | |

| | |
|--------------------|-----|
| 2 母子・父子福祉センターの管理運営 | (略) |
| (略) | |

改正前

別表第2 (第5条関係)

個別事項

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|------------------------------------|-------------|-----------|-----------|----|----|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| (略) | | | | | |
| [政策推進部] | | | | | |
| ○政策推進課 | | | | | |
| 1 及び 2 (略) | | | | | |
| <u>3 四日市市土地開発公社へ委託する市事業の決定及び変更</u> | <u>特に重要</u> | <u>重要</u> | <u>軽易</u> | | |
| <u>4 土地開発公社の予算、事業計画に関すること。</u> | ○ | | | | |
| <u>5 土地開発公社の事業に関する命令</u> | ○ | | | | |
| <u>6 庁議付議事項の決定</u> | (略) | | | | |
| (略) | | | | | |
| [総務部] | | | | | |
| (略) | | | | | |
| ○ICT戦略課 | | | | | |
| 1 から 5 まで (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| [市民生活部] | | | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|-----|--|---|---|--|
| ○市民生活課 | | | | | |
| 1 から 6 まで (略) | | | | | |
| 7 消費者の指導育成 | | | ○ | | |
| 8 計量器検査の実施 | | | ○ | | |
| 9 所管施設の臨時休館又は開館時間の変更の決定 | (略) | | | | |
| 10 多文化共生推進に関すること。 | (略) | | | | |
| 11 ダイバーシティ社会に関すること。 | (略) | | | | |
| ○市民協働安全課 | | | | | |
| 1 から 6 まで (略) | | | | | |
| (略) | | | | | |
| [こども未来部] | | | | | |
| (略) | | | | | |
| ○こども家庭課 | | | | | |
| 1 子ども家庭総合支援拠点の運営に関すること。 | (略) | | | | |
| 2 母子・父子福祉センターの管理運営 | (略) | | | | |
| 3 母子生活支援施設保育機能強化事業の決定 | | | | ○ | |
| 4 子育て短期支援事業の決定 | | | | ○ | |
| (略) | | | | | |

(四日市市清掃事業所処務規程の一部改正)

第 3 条 四日市市清掃事業所処務規程 (昭和 44 年四日市市訓令甲第 2 号) の一部を

次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 清掃事業所の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> | <p>(事務分掌)</p> <p>第4条 清掃事業所の分掌する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p><u>(5) 廃棄物の処理手数料等の収納に関すること。</u></p> <p><u>(6)</u> (略)</p> |

(四日市市男女共同参画センター処務規程の一部改正)

第4条 四日市市男女共同参画センター処務規程（平成8年四日市市訓令第6号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長及び<u>チーフ女性相談支援員</u>を置くことができる。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 <u>チーフ女性相談支援員</u>は、上司の命を受けて女性相談にかかる特定の事務又は一般の事務を処理する。</p> | <p>(職員)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に定めるもののほか、必要な場合は、副所長及び<u>チーフ婦人相談員</u>を置くことができる。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>5 <u>チーフ婦人相談員</u>は、上司の命を受けて女性相談にかかる特定の事務又は一般の事務を処理する。</p> |

(四日市市電子署名規程の一部改正)

第5条 四日市市電子署名規程（平成20年四日市市訓令第8号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|-------------------|-------------------|
| (鍵情報等に関する事故に係る報告) | (鍵情報等に関する事故に係る報告) |

第8条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鍵情報等事故報告書（第2号様式）により、総務課長及び総務部デジタル戦略課長にその旨を報告するものとする。

(1)から(8)まで (略)

第8条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに鍵情報等事故報告書（第2号様式）により、総務課長及び総務部I C T戦略課長にその旨を報告するものとする。

(1)から(8)まで (略)

第2号様式を次のように改める。

(地方公共団体組織認証基盤における四日市市登録分局に関する規程の一部改正)

第6条 地方公共団体組織認証基盤における四日市市登録分局に関する規程(平成20年四日市市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(登録分局の運営体制)</p> <p>第4条 登録分局には、次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 技術管理責任者 総務部<u>デジタル戦略課長</u>(以下「<u>デジタル戦略課長</u>」という。)をもって充てる。</p> <p>(5) 技術指導担当者 技術管理責任者が指定する総務部<u>デジタル戦略課</u>職員をもって充てる。</p> | <p>(登録分局の運営体制)</p> <p>第4条 登録分局には、次の各号に掲げる者を置く。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 技術管理責任者 総務部<u>ICT戦略課長</u>(以下「<u>ICT戦略課長</u>」という。)をもって充てる。</p> <p>(5) 技術指導担当者 技術管理責任者が指定する総務部<u>ICT戦略課</u>職員をもって充てる。</p> |
| <p>(鍵情報等の発行申請)</p> <p>第5条 課長(これに準ずる者を含む。以下同じ。)は、鍵情報等の発行を受けようとするときは、証明書発行申請書(第1号様式)により、<u>デジタル戦略課長</u>の承認を受けた後、登録分局責任者に申請するものとする。</p> <p>2 <u>デジタル戦略課長</u>は、前項の申請があったときは、庁内の情報システムとの整合その他技術的内容について審査するものとする。</p> | <p>(鍵情報等の発行申請)</p> <p>第5条 課長(これに準ずる者を含む。以下同じ。)は、鍵情報等の発行を受けようとするときは、証明書発行申請書(第1号様式)により、<u>ICT戦略課長</u>の承認を受けた後、登録分局責任者に申請するものとする。</p> <p>2 <u>ICT戦略課長</u>は、前項の申請があったときは、庁内の情報システムとの整合その他技術的内容について審査するものとする。</p> |
| <p>(鍵情報等の更新申請)</p> <p>第8条 管守者は、鍵情報等の有効期限の到来に伴い当該鍵情報等を更新しようとするときは、当該有効期限の到来する</p> | <p>(鍵情報等の更新申請)</p> <p>第8条 管守者は、鍵情報等の有効期限の到来に伴い当該鍵情報等を更新しようとするときは、当該有効期限の到来する</p> |

日の6月前の日から当該有効期限の到来する日の前日までの間に、デジタル戦略課長の承認の後、登録分局責任者に申請するものとする。

2及び3 (略)

(鍵情報等の失効申請)

第9条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにデジタル戦略課長の承認の後、登録分局責任者に鍵情報等の失効を申請するものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、デジタル戦略課長が緊急に鍵情報等の失効をする必要があると判断した場合は、デジタル戦略課長が鍵情報等の失効の申請をすることができる。

(鍵格納媒体の廃棄)

第11条 (略)

2 デジタル戦略課長は、前項の規定により引き継いだ鍵格納媒体に格納された秘密鍵が漏えいし、又は秘密鍵が不正に使用されることのないように、細断、焼却その他適切な方法により、速やかにこれを廃棄するものとする。

日の6月前の日から当該有効期限の到来する日の前日までの間に、ICT戦略課長の承認の後、登録分局責任者に申請するものとする。

2及び3 (略)

(鍵情報等の失効申請)

第9条 管守者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにICT戦略課長の承認の後、登録分局責任者に鍵情報等の失効を申請するものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、ICT戦略課長が緊急に鍵情報等の失効をする必要があると判断した場合は、ICT戦略課長が鍵情報等の失効の申請をすることができる。

(鍵格納媒体の廃棄)

第11条 (略)

2 ICT戦略課長は、前項の規定により引き継いだ鍵格納媒体に格納された秘密鍵が漏えいし、又は秘密鍵が不正に使用されることのないように、細断、焼却その他適切な方法により、速やかにこれを廃棄するものとする。

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

附 則

(施行期日)

- この規程は、令和6年4月1日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程の一部改正)
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する規程(令和3年四日市市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | |
|---|--------|----|
| (押印の省略) | | |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる規程の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該規程の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 | | |
| 規程名 | 手続又は様式 | 備考 |
| 四日市市文書管理規程(平成20年四日市市訓令第7号) | (略) | |
| 職員のサービスの宣誓実施規程(昭和26四日市市訓令甲第1号) | (略) | |
| (略) | | |

| 改正前 | | |
|---|--------------|----|
| (押印の省略) | | |
| 第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。 | | |
| 規則名 | 手続又は様式 | 備考 |
| 四日市市文書管理規程(平成20年四日市市訓令第7号) | | |
| 四日市市電子署名規程(平成20年四日市市訓令第8号) | 第1号様式及び第2号様式 | |
| 職員のサービスの宣誓実施規程(昭和26四日市市訓令甲第1号) | (略) | |

| | |
|-----|--|
| 1号) | |
| (略) | |

(総務部総務課)